

下松市『介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護』 サービスコード表 (A2)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ(国は11)	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービスⅠ(国は11)日割			39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ(国は12)	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ(国は12)日割			77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ(国は13)	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービスⅢ(国は13)日割			123	1日につき
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			-1	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算	

※ 特別地域加算、中間地域等提供加算、処遇改善加算、特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目